

# 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

小嶋正道  
福安金之助

## 第2 監査の種類

定期監査

## 第3 監査の概要

### 1 部局課等監査

#### (1) 実施期間

令和3年10月4日から令和4年1月26日まで

#### (2) 対象部課等

政策推進部	企画政策課、秘書課、広報情報課、財政課
総務部	総務課、人事課、防災安全課
市民協働部	市民課（サネット含む）、税務課、納税課、協働推進課
福祉部	福祉課、長寿介護課（訪問看護ステーション、地域包括支援センター含む）、保険年金課
子育て健康部	子育て支援課、健康推進課
環境経済部	産業課（緑と花のセンター、土地改良会館含む）、環境課
都市建設部	道路河川課、下水道課、都市計画課、公園緑地課
会計課	
市民病院	管理課
議会事務局	議事課
教育委員会教育部	教育行政課（資料館含む）、学校教育課（給食センター含む）、スポーツ課、生涯学習推進課

監査委員事務局

#### (3) 監査の範囲

令和3年度における財務に関する事務の執行について

#### (4) 着眼点

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・効率性・有効性の観点から住民の福祉の増進に加え、最少の経費で最大の効果が挙げられているか、組織及び運営の合理化が図られているかについて監査を実施しました。

(5) 実施内容

あらかじめ作成された監査資料に基づいて、組織と事務概要、令和3年度重点施策及び重点施策以外での新規・拡充事業について、所属長から説明を受けました。

また、収入事務、人事管理事務、財産管理事務、補助金交付事務、委託業務及び工事の執行状況等について、契約検査台帳及び関係書類を照合・確認するとともに、関係職員からの聴き取りを行いました。

(6) 監査の結果

各課等が所管する財務事務の執行について監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められました。

これまで不備が多かった工事の執行に関する「提出書類の不備」は減少し、事務の改善が見受けられました。これは、昨年度の監査意見でお願いした、「みよし市工事施行の手引(令和元年9月)」や契約事務の流れの確認等を各職員が十分認識し書類整備に努められたこと。また、総務課契約担当の指導による成果であるものと判断します。しかしながら、担当課契約の委託業務に関する書類等については、まだ不備が多く見受けられました。

また、監査項目全体的に「押印記入もれ、記入誤り等」の不備が昨年度よりも増加し、特に内部の事務書類等(決定書や会計年度任用職員関係書類等)については、今回も大変多く不備が見受けられました。この件については、今後の更なる改善に期待します。

## 2 保育園・学校監査

(1) 実施期間

保育園 令和3年11月15日

学校 令和3年11月19日

(2) 対象

保育園 すみれ保育園、明知保育園

学校 三吉小学校、中部小学校、北中学校

(3) 監査の範囲

令和3年度における財務に関する事務の執行について

(4) 着眼点

保育園及び学校の財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているか、施設の維持及び安全管理が適切に行われているかを主眼として、合規性・効率性・有効性の観点から、各保育園・小中学校において関係書類及び諸帳簿等を確認するとともに、保育園長・小中学校長及び関係職員から聴き取りや、必要に応じて現地調査を行うなど、監査を実施しました。

(5) 実施内容

ア 保育園

監査では、定期監査項目に従い、パソコン及びUSBメモリなど個人情報の管理状況、各種業務委託の点検報告書、賄材料費等の納品書、備品台帳及

び消耗品受払簿、A E Dの管理及び設置状況の確認を行いました。また、医薬品管理表と実物の数量との照合を行いました。

#### イ 小中学校

監査では、定期監査項目に従い、学校給食費納入通知書、滞納整理簿、給食費収納管理簿等、切手等の管理状況、U S Bメモリなど個人情報の管理状況、各種業務委託の点検報告書、備品台帳及び消耗品受払簿、A E Dの管理及び設置状況の確認を行いました。また、保健室と理科室における医薬品及び理科教材薬品等の管理状況について、帳簿と実物の数量との照合を行いました。

#### (6) 監査の結果

監査対象の保育園2園及び小学校2校並びに中学校1校について、それぞれ財務事務の執行状況及び施設の管理状況等を監査した結果、概ね適正であると認められました。また、口頭にて是正・改善を求めた事項については、速やかに実施されるよう求めます。

### 3 工事監査

#### (1) 実施期間

令和4年1月14日

#### (2) 対象部課及び工事名

##### ア 都市建設部下水道課

雨水排水整備工事(半野木地区)

##### イ 都市建設部道路河川課

歩道築造工事(市道山ノ間小林線)

#### (3) 監査の範囲

令和3年度における工事の計画、設計、積算、契約事務の執行及び施工状況

#### (4) 着眼点

監査対象の工事に関する事務の執行が関係法令に基づき適正に行われているか、現場での品質及び安全管理は適切に行われているか、を主眼として、主に合規性・有効性の観点から監査を実施しました。

なお、工事技術の専門的見地から工事の計画、設計、積算、施工、品質及び安全管理等について監査するため、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求めて監査を実施しました。

#### (5) 実施内容

あらかじめ作成された監査資料(工事監査調書)に基づいて、委託先の公益社団法人大阪技術振興協会の技術士により、書類の確認並びに工事現場の現地確認を行いました。

#### (6) 監査の結果

監査対象工事の計画、設計、積算、契約等の事務の執行及び施工状況等を監査した結果、その事務は概ね適正に執行され、施工状況についても設計図書等に基づいて施工されていると認められました。

本監査において指摘事項に該当するものは認められませんでした。別添「工事技術調査業務報告書」における内容を検討され、今後とも工事の設計及び施工にあたって技術の向上を図り、経済性・安全性にも配慮しながら適正な施工管理に努められるよう求めます。

#### 第4 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

昨年度不備が多かった「人事管理事務の書類について」は、今回も会計年度任用職員の就業記録表、月額報酬算定表、休暇届等の押印記入もれ、記入誤り等の不備が大変多く見受けられました。会計年度任用職員を含めた職員の確認・認識不足によるものと考えます。記入誤りにより、報酬額が誤って支給されることにも繋がりますので、改めて正しい記入方法を担当職員が十分理解し、会計年度任用職員に指導し、所管課の職員全員でチェックする体制の強化に取り組むことが必要であると考えます。

また、監査当日、委託業務に関する書類等の提示を求めたものにおいて、提出書類の記載ミスに誰も気がつかず処理されている。また、書類にチェックした形跡が見当たらない。などの事案が多数見受けられました。

委託等契約書類は、担当課により業務内容における必要な要件を仕様書等によって求めているものであることから、担当職員は、今一度仕様書等を読み返し、内容を確認した上で、一人ひとりが書類を必ず確認することにより、誤りを事前に防止できるものと考えます。

委託等契約関係書類に限らず、その他の書類に関しても、毎年同じ誤りが発生しているため、全庁的に事務処理上の誤りを防止するための取組が必要であると考えます。

組織によるチェック体制を整え、不備の無いよう、書類整備に一層努められるようお願いいたします。